

## ○北海道住宅協会寄附行為

昭和41年 9月 1日北海道知事認可  
昭和43年 1月10日 (い) 一部変更  
昭和45年10月28日 (ろ) 一部変更  
昭和46年10月25日 (は) 一部変更  
昭和47年 6月29日 (に) 一部変更  
昭和51年 6月 1日 (ほ) 一部変更  
昭和53年 7月 1日 (へ) 一部変更  
昭和54年 6月12日 (と) 一部変更  
平成10年 4月22日 (ち) 一部変更

### 第1章 名称

第1条 この法人は、財団法人北海道住宅協会（以下「本会」という。）と称する。

### 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、寒地住宅の建設促進に必要な調査研究、相談及び指導を行い、北海道住宅供給公社（以下「公社」という。）並びに公共団体等の委託を受けて、その建設した住宅等の管理保全及びその環境整備に当たり、もって北海道民の生活文化の向上に資することを目的とする。（ち）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。（ち）

- (1) 寒冷住宅の建設促進に必要な相談及び調査研究
- (2) 土地、建物の測量設計及び工事監理
- (3) 公社及び公共団体等より委託を受けた土地、建物（附属施設を含む。）の管理
- (4) 共益業務の受託経営
- (5) 利便施設の経営
- (6) その他前条の目的を達成するため必要と認める事業

### 第3章 事業所

第4条 本会は、事務所を札幌市に置く。

### 第4章 資産及び会計

第5条 本会の資産は、次のとおりとし、基本財産及び通常部財産に区分する。（ち）

- (1) 別表の財産目録に掲げる本会設立当初の資産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

第6条 基本財産は、別表の財産目録に掲げる設立当初の資産及び理事会の議決を経て、基本財産に編入される資産をもって構成する。

2 通常財産は、基本財産以外の資産をもって構成する。

3 寄附金品で基本財産への編入につき寄附者の指定があるときは、理事会の議決を経て、その指定するところによる。

第7条 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理し、これを取り崩してはならない。

（ち）

第8条 本会の経費は、通常財産をもって支弁する。

第9条 本会の業務上の余裕金の運用は、次の方法によらなければならない。（ち）

- (1) 郵便官署又は確実な金融機関への預金 (ち)
- (2) 国債、公債その他確実な有価証券の取得 (ち)

**第10条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第1年度は設立の日より始まるものとする。(ち)

**第11条** 本会の毎年度収支予算は、年度開始前にこれを定め、収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に、その年度の財産目録と共に監事の監査に付するものとする。(ち)

## 第5章 役員

**第12条** 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内 (に) (ち)
- (2) 監事 2名 (に)

**第13条** 理事及び監事は、評議員会において選任する。(ち)

2 理事の中から理事長を互選し、常務理事は、理事長が指名するものとする。

**第14条** 理事長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 常務理事は、理事長を補佐して、会務を執行する。(い)

3 理事長は、あらかじめ、理事長及び常務理事が共に事故あるとき、又は欠けたときは、これを代理する理事を定めておかなければならない。(い) (ち)

**第15条** 理事は、理事会を組織し、重要会務を審議する。

**第16条** 監事は、会計並びに業務を監査する。

**第17条** 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。(ち)

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。(ち)

**第18条** 本会の適正な運営を図るため、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役は、理事会の同意を得て理事長がこれを委嘱する。

## 第6章 理事会

**第19条** 理事会において、次の事項を議決する。

- (1) 収支予算の議定 (ち)
- (2) 収支決算の認定 (ち)
- (3) 不動産の購入、又は処分
- (4) 寄附行為の変更、又は規則の制定及び改廃 (ち)
- (5) その他理事長において必要と認めた事項

**第20条** 理事会は、理事長がこれを召集する。ただし、理事の2分の1、又は監事より会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事会を開かなければならない。(ち)

**第21条** 理事会の議長は、理事長が当たる。(ち)

**第22条** 理事会は、理事の2分の1以上出席しなければ開くことができない。

**第23条** 理事会の議事は、出席理事の過半数をもってこれを決める。可否同数のときは、議長がこれを決する。

**第24条** やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(ち)

**第25条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(ち)

- (1) 日時及び場所 (ち)
- (2) 理事の現在員数 (ち)
- (3) 出席した理事の数及びその氏名 (書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、そ

の旨を附記すること。) (ち)

- (4) 審議事項及び議決事項 (ち)
- (5) 議事の経過の概要及びその結果 (ち)
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項 (ち)

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。(ち)

#### 第7章 評議員及び評議員会

**第26条** この法人に、評議員8名以上10名以内を置く。(ち)

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。(ち)
- 3 評議員には、第17条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。(ち)

**第27条** 評議員会は、評議員をもって組織する。(ち)

- 2 評議員会は、理事長が評議員会議長の同意を得て召集する。(ち)
- 3 評議員会議長は、評議員から互選する。(ち)
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定める職務を行うほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。(ち)
- 5 評議員会には、第20条、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。  
この場合において、これらの条文中「理事会」、「理事長」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」、「評議員会議長」及び「評議員」と読み替えるものとする。(ち)
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。(ち)

#### 第8章 寄附行為の変更

**第28条** この寄附行為の変更は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。(ち)

#### 第9章 解散及び財産の処理

**第29条** この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得て解散することができる。(ち)

**第30条** この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、北海道知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。(ち)

#### 第10章 事務局

**第31条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。(ち)

- 2 事務局には、所要の職員を置く。(ち)
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。(ち)

**第32条** 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。(ち)

- (1) 寄附行為 (ち)
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書 (ち)
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類 (ち)
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類 (ち)
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類 (ち)
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類 (ち)
- (7) その他必要な帳簿及び書類 (ち)

## 第11章 雑則

**第33条** この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。(ち)

### 附 則

この寄附行為は、設立の日からこれを施行する。

この改正は、北海道知事の認可のあった日から施行し、昭和43年1月10日から適用する。

この改正は、昭和45年10月28日から施行する。(ろ)

この改正は、昭和46年10月26日から施行する。(は)

この改正は、昭和47年 6月29日から施行する。(に)

この改正は、昭和51年 6月 1日から施行する。(ほ)

この改正は、昭和53年 7月 1日から施行する。(へ)

この改正は、昭和54年 6月12日から施行する。(と)

この改正は、平成10年 4月22日から施行する。(ち)

## 別表

## 財 産 目 録

資産の区分	資産の種類	金 額	摘 要
基本財産	預 金	300,000円	昭和41.9.1 設立当初の額
〃	〃	1,000,000円	昭和46.10.25 改正した額(は)
〃	〃	5,000,000円	昭和51.6.1 改正した額(ほ)
〃	〃	11,000,000円	昭和53.7.1 改正した額(へ)
〃	〃	16,000,000円	昭和54.6.12 改正した額(と)